

収入  
印紙

# 工事請負契約書

発注者 \_\_\_\_\_ と  
受注者 \_\_\_\_\_ とは

この契約書により工事請負契約を締結する。

- 工事名 \_\_\_\_\_
- 工事場所 \_\_\_\_\_
- 工事内容 \_\_\_\_\_
- 工期 着手 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
完成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- 請負代金額 金 \_\_\_\_\_ 円  
うち工事価格 (取引に係る消費税の額を除く額) 金 \_\_\_\_\_ 円  
取引に係る消費税の額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 支払方法 発注者は請負代金を次のように受注者に支払う。  
この契約成立のとき 金 \_\_\_\_\_ 円  
部分払 第1回 金 \_\_\_\_\_ 円  
第2回 金 \_\_\_\_\_ 円  
完成引渡し のとき 金 \_\_\_\_\_ 円
- 検査及び引渡時期 完成の日から \_\_\_\_\_ 日以内

8. 「特定商取引に関する法律」の適用の有無  
(注) 「有」を選択した場合には、「特定商取引のクーリングオフに関する別紙」(クーリングオフに関する規定が赤枠の中に赤字で印刷してある別紙)を、この請負契約書と一体化して綴り、割り印を押し、注文者に交付してください。 (イ) 有 (ロ) 無

この契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ各1通を保有する。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

発注者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
受注者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

以下に署名又は記名押印する監理者は、以下に定める監理者の責任を負うことを承認して、ここに記名押印する。(監理者をおく場合に限り記載する。)

監理者 氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

### (監理者の責任)

監理者は、この契約の対象となる工事について監理業務(建築士法第2条第7項で定める工事監理並びに同法第18条第3項及び第20条第3項で定める工事監理者の業務を含む。)を受託し、この契約が円滑に遂行されるように協力するとともに、以下のとおり履行する。

- 1 監理者は発注者に代って、この契約の履行に必要な次の事務を扱う。
  - ① 受注者の提出する工事費内訳明細書、工程表、その他仕様書に明示した書類を調査して承認する。
  - ② 実施計画に基づいて、施工に必要な詳細図、現寸図、その他の書類を作り、工程表によって適当な時期に受注者に交付する。また受注者の作る工作図、模型などを検査して承認する。
  - ③ 施工一般について受注者に指図する。
  - ④ 工事材料と工作の検査をし、試験又は工事の施工に立会う。
  - ⑤ 図面、仕様書などに基いて工事の出来形検査と

完成検査を行い、引渡しに立会う。

- ⑥ 受注者の提出する部分払請求書を工事の現状に照して技術的に調査する。
- ⑦ 工期又は請負代金額の変更の書類を技術的に調査する。
- ⑧ この工事とこれに関連する他の工事との総合調整にあたる。
- 2 前項各号の一について、受注者が指図、検査、立会などを求めたときは、監理者は直ちにこれに応ずる。
- 3 工事についての当事者間の協議は、監理者に連絡して行う。
- 4 監理者は発注者の承認する代理人を定めて監理させることができる。このときはあらかじめ受注者に通知する。
- 5 監理者は現場係員を使用することができる。このときはあらかじめ受注者に通知する。現場係員は工事場に駐在し、監理者の指図をうけて専ら施工を監督する。